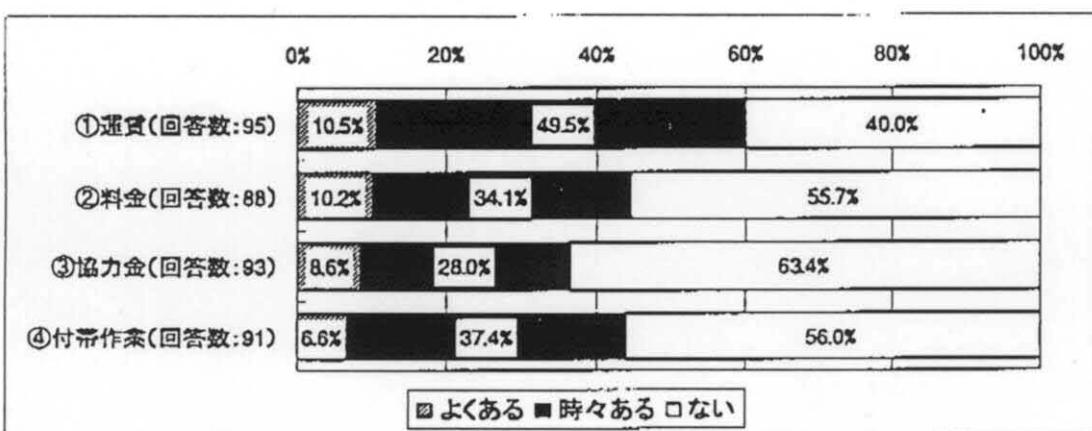


(5) 買い叩き 設問B-4

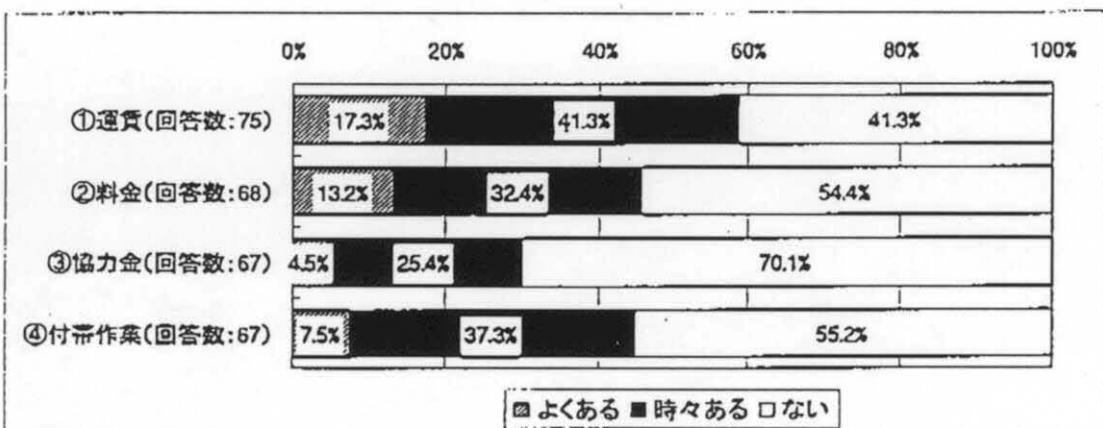
相手の一方的な理由で、契約時又は更改時に実勢からみて不當に安い運賃・料金又は協力金を強要されて引き受ける、いわゆる「買い叩き」については、専属輸送等の場合、「運賃」や「料金」について 10%前後の事業者でよくあるとの回答であった。また「時々ある」をあわせると、「運賃」については 60%前後、「料金」、「協力金」、「付帯作業」についても 40%前後の事業者で買い叩きの実態がみられている。

図表III-2-14 買い叩き【専属輸送等の場合】



また、スポット輸送の場合も「運賃」や「料金」について 15%前後の事業者でよくあるとの回答であった。また「時々ある」をあわせると、「運賃」については 60%前後、「料金」、「協力金」、「付帯作業」についても 40%前後の事業者で買い叩きの実態がみられている。

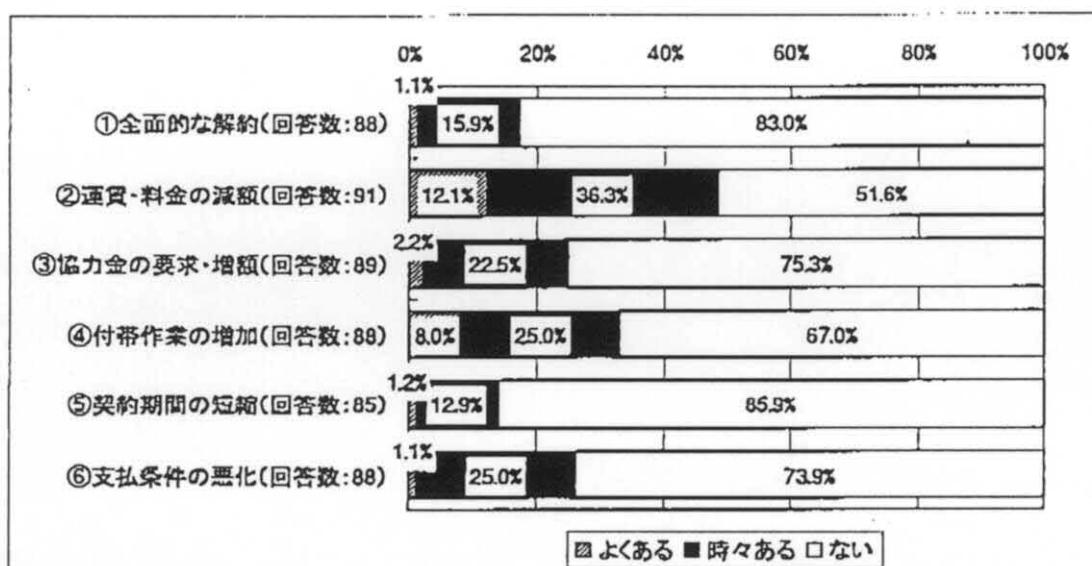
図表III-2-15 買い叩き【スポット輸送の場合】



(6) 契約内容の変更 [設問B-5]

運送契約が有効な期間中、自社に責任がないのに、一方的な理由で契約条件が悪くなるような契約内容の変更については、専属輸送等の場合、「運賃・料金の減額」はよくあると時々あるをあわせると50%弱の事業者でその実態がみられた。また、「付帯作業の増加」や「協力金の要求・増額」、「支払条件の悪化」も20~30%の事業者で契約変更の実態がみられる。なお、「全面的な解約」や「契約期間の短縮」も15%前後の事業者でみられた。

図表III-2-16 契約内容の変更【専属輸送等の場合】



スポット輸送の場合も、「運賃・料金の減額」はよくあると時々あるをあわせると50%弱の事業者でその実態がみられた。また、「全面的な解約」や「付帯作業の増加」、「協力金の要求・増額」も30%前後の事業者で契約変更の実態がみられる。

図表III-2-17 契約内容の変更【スポット輸送の場合】

